

平成28年度第4回庁議提案 審議 ・ 報告 ・ その他

提出日：平成28年5月23日

担当部・課：河南総合支所保健福祉課〔内線269〕

福祉部福祉総務課

① 件 名
石巻市広渕老人憩の家の廃止について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 広渕老人憩の家は、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として昭和61年度に建設され、これまで主に広渕新田地区住民の集会的施設として、地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。 また、平成18年度の指定管理制度導入後、広渕新田老人クラブが指定管理者として適正な管理運営を行ってきたが、近隣にある新田公会堂が改築され、当該施設の利用者が激減したことにより、平成27年3月31日に申出により指定管理者の取消しに至った。 【目的】 東日本大震災により基礎などにも被害があり、又、建築からすでに30年が経過し老朽化が激しいことから廃止し、地区住民の要望により解体するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 ・ 石巻市老人憩の家条例 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け： <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無〕】 総合基本計画の第1章第4節「安定した行財政経営を構築する」の「1 持続可能な行財政経営を推進する」中、「公から民への施策転換の推進」 【〔個別計画との整合性〕】 ・ 石巻市行財政改革大綱及び行財政運営プラン （3 行財政運営プランについて（2） 構成 基本目標4 公共施設の適正な管理・運営）
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成27年2月19日 広渕新田地区行政委員より、指定管理を受けない旨報告あり。 平成27年3月20日 指定管理取消しの申出書受理 平成27年3月31日 指定管理取消し

<p>⑤ 主な内容</p>
<p>広淵老人憩の家の解体</p> <p>【施設概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の位置 石巻市広淵字川南485番地 2 設置年月 昭和62年3月 3 土地面積 2,551.43㎡ 4 建物構造 木造平屋建て 100.20㎡ 5 施設内容 和室(12.5帖)1室、(10帖)2室、厨房、トイレ
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)</p>
<p>当該施設の利用率低下や、指定管理解消に伴い解体するもの。</p> <p>※老人憩の家は厚生省所管老人憩の家設置事業費補助金を財源として建設。 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号」に基づく、処分制限の適用期間(24年)が経過し、処分に係る申請等は要しない。</p> <p>解体費用 約4,200千円(合併特例債)</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>なし</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成28年6月 市議会第2回定例会へ提案 石巻市老人憩の家条例の一部改正について (石巻市広淵老人憩の家廃止・平成28年7月1日施行)</p> <p>平成29年3月末 解体工事完了予定</p>
<p>⑨ その他</p>
<p>なし</p>